

2026年7月3日

ミレ信用組合

口座開設アプリご利用のお客さま各位

口座開設アプリに関する特約事項および確認事項の一部改定について

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当組合では口座開設アプリに関する特約事項および確認事項を、2026年7月13日より一部改定いたします。

改定内容は、別紙に赤字で記載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後とも当組合をご愛顧賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以上

I. 口座開設アプリ特約事項（改定部分）

8.（免責事項）

(3)当組合は、以下の場合、本口座の**利用**を一時的に停止することがあります。

①お客さまが本特約に違反するなど、当組合が本口座の停止を必要とする相当の事由が生じたとき

②住所の変更等を行わなかった場合等、当組合においてお客さまの所在ないし連絡先が不明となったとき

③本口座の取扱いが、キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用される恐れがあると当組合が判断したとき

④本口座の取扱いが、インターネットバンキングの振り込み詐欺利用等により不正に使用される恐れがあると当組合が判断したとき

9.（この特約の変更等）

(1)この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、**ホームページ**その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、**当組合が定めた**日から適用されるものとします。

II. ミレ口座開設アプリ確認事項（改定部分）

2. 留意事項について

口座開設アプリでは、完全非対面でお取り扱いさせていただくことから、一律で次のようなお取り扱いをさせていただきます。予めご理解、ご協力をお願いいたします。

(1) 本アプリからお申込みいただく口座は普通預金口座となります。

(2) 本アプリから作成された普通預金**口座**およびインターネットバンキングから作成された定期預金**口座**に関しては、通帳不交付（不発行）の形態とさせていただきます。

(3) 入力項目に不備がある場合や当組合がお申込内容を具体的に確認する必要が生じたときは、**お届けの電話番号（自宅、携帯電話番号、勤務先電話番号）**にご連絡させていただきます。また総合的判断により口座開設をお断りさせていただく場合があります。

(4) 「インターネットバンキング初回ログインパスワード通知」またはキャッシュカードをお受け取りにならずに、当組合に返送された場合は、一定期間経過後に普通預金口座を解約させていただきます。

(5) **インターネットバンキングで定期預金契約が成立するまでは、インターネットバンキングでの振込取引を一時的に利用不可といたします。当初は振込限度額を定期預金契約残高範囲内といたします。**

(6) 普通預金口座を開設後、3カ月経過してもインターネットバンキングで定期預金契約をいただけない場合は、お申込みがなかったものとして事前通知することなく普通預金口座を解約させていただきます。

(7) 韓国・朝鮮籍の方については、マイナンバーカードから読み取った氏名表記がローマ字氏名と漢字氏名の両方とも併記されている場合、漢字氏名を取引名義とさせていただきます。

以上